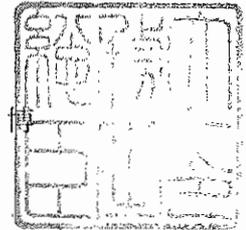


総政企第69号
平成22年3月24日

統計委員会委員長
樋口美雄 殿

総務大臣
原 口 一



諮問第25号
経済産業省生産動態統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成22年3月15日付け平成22・03・12統第3号により経済産業大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

(経済産業省生産動態統計調査の変更について)

1 調査の目的等

経済産業省生産動態統計調査(以下「本調査」という。)は、鉱工業の生産活動の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として実施する調査である。

本調査は、昭和23年1月から旧統計法(昭和22年法律第18号)に基づく指定統計として、「鉱産物及び工業品」を生産する事業所に対して、毎月、実施され、平成21年4月からは、統計法(平成19年法律第53号)の全面施行に伴い、同法第2条第4項第3号に規定される基幹統計(経済産業省生産動態統計)を作成するための基幹統計調査に位置付けられている。

本調査は、鉱工業の生產品目ごとの生産、出荷、在庫等の実態を月次で把握し、鉱工業の動態を明らかにする統計として、経済産業省はもとより、国の他の行政機関や地方公共団体において、景気判断、産業活動分析、産業振興施策等の基礎資料として、また、企業や業界団体、研究機関等において業況把握や経営判断等の基礎資料として、幅広く利用されている。

2 申請の趣旨

近年の著しい経済のグローバル化や産業構造の急速な変化等に伴い、我が国の生産活動も大きく変化している状況にある。

このため、鉱工業の生産活動の動態をよりの確に把握するため、平成23年1月分の調査から、報告者負担に配慮しつつ、調査対象品目の見直しや調査事項の変更を行う。

3 主な変更内容

(1) 調査対象品目の変更

社会経済情勢や産業構造の変化等に伴い、生産規模の縮小などにより、月々の動態を把握する必要性が乏しくなった品目等について、以下のとおり削除・統合する。

生産規模が縮小している「化学工業用炉」等を削除する(33品目(21月報))。

「肉類加工機械」と「水産加工機械」等、類似する品目を統合することにより、一定の生産規模が認められる場合には、当該複数品目を一つに統合する(37月報の151品目 62品目)。

(2) 調査事項の変更

ア 「燃料・電力」欄の廃止

燃料や電力の消費量を把握している16月報について、経済産業省特定業種石油等消費統計調査(基幹統計調査・経済産業省)やエネルギー消費統計調査(一般統計調査・資源エネルギー庁)において、業種横断的なエネルギー消費の把握が可能となり、本調査でエネルギー消費を把握する必要性が乏しくなったため、「燃料・電力」欄を廃止する(「紡績糸月報」、「陶磁器月報」等)。

イ 「労務」欄の変更

「労務」欄について、適切な回答の確保及び報告者負担の軽減を考慮し、以下のとおり変更する。

109月報（うち調査票の統合により3月報減）において把握している「月末常用従業者数」について、派遣従業者や出向従業者等を含むものであることを適切に表現するため、「月末従事者数」に名称を変更する（106月報）。

「機械器具月報」や「家具月報」等加工組立型産業の稼働状況を推測するための情報として、あるいは、設備調査等から得られる稼働状況を補完するための情報として把握している「月間実働延人員」について、実働延人数では、設備の稼働状況を必ずしも的確に把握できないことなどから、削除する（72月報）。

ウ 「設備、生産能力」欄の変更

「設備、生産能力」欄については、生産能力をよりの確に把握するために、以下のとおり変更する。

従来、生産能力を把握するために保有台数を調査していた「タフティングマシン」等について、生産能力をよりの確に把握するため、月間生産能力を調査する方式（生産能力調査）に変更する（3品目（2月報））。

生産規模が将来にわたって拡大することが予想される「カーナビゲーションシステム」等について、「生産能力」欄を追加する（12品目（7月報））。

エ その他の調査事項の変更

上記のほか、「機械器具月報（その44）産業車両」の出荷、在庫について、重量と金額の複数の単位で調査していたものを金額のみとするなど、報告者負担の軽減に配慮した見直しを行うとともに、「機械器具月報（その36）電子管・半導体素子及び集積回路」の「太陽電池モジュール」の生産について、枚数に加え、生産内訳として容量を追加するなど、調査対象品目の生産動向をよりの確に捉えるため、各品目の特性に応じた調査事項の見直しを行う。

（3）調査票の変更

調査事務の効率化、報告者の記入負担の軽減を図るため、調査対象品目が類似している調査票について、以下のとおり変更する。

「写真感光材料月報」を「有機薬品月報」に統合し「有機薬品及び写真感光材料月報」とし、「金属鋳物月報」、「非金属鋳物月報」及び「コークス月報」を統合し「鋳物及びコークス月報」とする。

「空気動工具、作業工具、のこ刃、機械刃物及び自動車用機械工具月報」の品目のうち「洗浄機器」及び「公害測定機器」について、「洗浄機器」を「機械器具月報(その19)業務サービス機器」(「機械器具月報(その19)自動販売機、自動改札機・自動入場機及び業務用洗濯機」から名称変更)に移行し、また、「公害測定機器」を「機械器具月報(その46)計測機器」に移行した上で「環境計測機器」に統合する。

経済産業省生産動態統計調査の概要 (現行)

調査の目的

経済産業省生産動態統計調査は、鋳工業の生産活動の動態を明らかにし、鋳工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、昭和23年1月から毎月実施されている。

調査の概要

調査範囲

鋳産物及び工業品のうち特定の品目(約1,800品目。以下「生産品目」という。)を生産(加工を含む。)する事業所のうち、経済産業大臣が定めるもの
上記の事業所の生産品目の販売の管理を行っている事業所又は上記の事業所へ生産品目の生産委託を行っている事業所のうち、経済産業大臣が定めるもの

報告事項

製品(生産、受入、消費、出荷、在庫)
原材料(消費、在庫)、燃料・電力(消費)
労務(月末常用従業者数、月間実働延人員)
生産能力、設備(生産能力、月末設備台数)

月報(調査票):114月報(生産品目の種類ごとに114の区分に整理)
報告事項:各月報ごとに異なる

期日

毎月末日現在

調査系統



調査の方法:調査員、郵送、オンラインにより調査

結果の公表

速報 : 調査月の翌月末
 確報 : 調査月の翌々月中旬
 年報 : 翌年6月頃

調査結果を7種類の報告書()にとりまとめ、印刷物及び経済産業省のホームページで公表

「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計(速報・月報・年報)」、「機械統計(同左)」、「繊維・生活用品統計(同左)」、「紙・印刷・プラスチック・ゴム製品統計(同左)」、「化学工業統計(同左)」、「窯業・建材統計(同左)」、「資源・エネルギー統計(同左)」

経済産業省生産動態統計調査結果の利用状況

行政施策上の利用等

1 景気判断・産業活動分析関連

鉱工業指数（IIP）の基礎データ（経済産業省）
「鉱工業生産・出荷・在庫指数」を作成するための基礎データとして利用

四半期別GDP速報（QE）の基礎データ（内閣府）
国民経済計算（SNA）の「四半期別GDP速報（QE）」を作成するため、製造業部門推計の基礎データとして利用

産業連関表（IO表）の基礎データ
「産業連関表（基本表、延長表）」を作成するための基礎データとして利用

2 産業振興対策等関連

中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証制度（不景気などにより経営が悪化している中小企業者に対する特別枠の債務保証）の対象となる不況業種を指定するための基礎データとして利用

グリーン購入法（国等における環境物品等の調達に関する法律）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（閣議決定）の策定に当たり、国等が重点的に調達を推進すべき環境物品（特定調達品目）への採用を判断するため、本調査により把握した品目別生産量等を利用

上記のほか、鉱業・製造業における個別産業に関する、不況対策、産業振興、地域振興など各種施策の企画立案や需給動向見通し作成の基礎データとして利用

業界団体、企業、研究機関等での業況把握等における利用

日本製紙連合会において、紙・パルプの生産等に関する統計を利用して製紙産業の現状分析を行い、同会のホームページにて公表

企業において、原材料調達及び需要先業界の動向を知る上での基礎資料、生産・販売計画作成などの経営判断、業況判断を行う際の基礎資料として利用

金融機関、大学、報道機関等において、全国あるいは地域ブロック単位での経済見通し、経済動向分析、需要予測などを行う際のデータとして利用

経済産業省生産動態統計調査の主な変更内容

調査対象品目の変更

生産規模の縮小などにより、月々の動態を把握する必要性が乏しくなった品目等の削除・統合(1,796品目 1,674品目)

生産規模が縮小している品目
(33品目(21月報))

化学工業用炉 → **削除**

類似する品目と統合する品目
(151品目(37月報) 62品目)

肉類加工機械 + 水産加工機械 → **統合** → 肉類・水産加工機械

調査事項の変更

114月報(調査票)のうち109月報について変更

1 「燃料・電力」欄の廃止

「燃料・電力」欄(16月報) → **削除**

他の統計により、業種横断的なエネルギー消費の把握が可能となったことから、本調査での把握を廃止(「紡績糸月報」、「陶磁器月報」等)

2 「労務」欄の変更

月末常用従業者数(109月報) うち3月報は統合により減 **名称変更** → 月末従事者数 表記の適切化

月間実働延人員(72月報) → **削除** 十分な稼働状況の把握できず、活用が困難(「機械器具月報」、「家具月報」等)

3 「設備、生産能力」欄の変更

設備(保有台数)の調査(3品目(2月報)) **変更** → 設備の月間生産能力の調査(タフティングマシン等) 生産能力的な把握

生産規模の拡大が予想される品目等(12品目(7月報)) → 「生産能力」欄を追加(「カーナビゲーションシステム」等)

4 その他の調査事項の変更

「機械器具月報(その44)産業車両」の出荷、在庫 **重量(t)** → **削除** 報告者負担の軽減のため、複数単位から単一単位へ変更
金額(百万円)

「太陽電池モジュール」の生産量(枚数) → 「生産内訳等(容量(kW))」欄を追加 調査対象品目の特性に応じた調査事項の追加

調査票の変更

統合により3月報減

調査票間での品目の移行

調査票の統合
写真感光材料月報 → 有機薬品及び写真感光材料月報
有機薬品月報
金属鋇物月報 → 鋇物及びコークス月報
非金属鋇物月報
コークス月報

空気動工具、作業工具、のこ刃、機械刃物及び自動車用機械工具月報
→ 洗浄機器 (移行) → 機械器具月報(その19)業務用サービス機器
→ 公害測定機器 (移行 品目統合) → 「機械器具月報(その46)計測機器」の環境計測機器

製造業に関する生産動態統計調査の整備状況

日本標準産業分類 大分類		E - 製造業																							
統計調査名	中分類	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
		食品製造業()	飲料・たばこ・飼料製造業	繊維工業	木材・木製品製造業	家具・装備品製造業	パルプ・紙加工品製造業	印刷・関連業	化学工業	石油・石炭製品製造業	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	ゴム製品製造業	なめし革・毛皮製品製造業	窯業・土石製品製造業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	金属製品製造業	はん用機械器具製造業	生産用機械器具製造業	業務用機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電気機械器具製造業	情報通信機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	その他の製造業
統計調査名																									
経済産業省生産動態統計調査 (経済産業省・基幹統計調査)	月次																								
薬事工業生産動態統計調査 (厚生労働省・基幹統計調査)	月次								165 医薬品製造業																
牛乳乳製品統計調査 (農林水産省・基幹統計調査)	月次 年次	0913 乳 理牛乳・ 乳飲料 製造業 他																							
食料品生産実態調査 (農林水産省・一般統計調査)	月次 四半 期	0944 食 料製造 業 他	103 茶・ コーヒ ー製造 業																						
小麦加工食品生産動態等統計調査 (農林水産省・一般統計調査)	四半 期	097 八 丁・菓子 製造業 他																							
油糧生産実態調査 (農林水産省・一般統計調査)	月次	098 動 植物油 脂製造 業																							
木材統計調査 (農林水産省・基幹統計調査)	月次 年次				121 製材 業・木製 品製造 業 他																				
造船機統計調査 (国土交通省・基幹統計調査)	月次 四半 期																							313 船舶 製造・修 理業・船 舶機動 製造業	
鉄道車両等生産動態統計調査 (国土交通省・基幹統計調査)	月次 四半 期																								312 鉄道 車両・同 部品 製造業

注1 各業種に付された数字は、日本標準産業分類の小分類(3桁)、細分類(4桁)である。

注2 調査対象が含まれている産業分類を示しているため、当該調査で各産業に属する業種をすべて網羅しているとは限らない。

製造業に関する統計の概要

構造統計

工業統計調査（基幹統計調査、経済産業省）

【目的】工業の実態を明らかにする〔出荷ベース〕

【調査範囲】日本標準産業分類に掲げる「大分類 E-製造業」に属する事業所

【抽出方法】西暦末尾 0、3、5、8 年は全数、左記以外の年は従業者 4 人以上を調査

【周期】年次（12 月 31 日現在）

【主な調査項目】 経営組織、 資本金又は出資金、 従業者数、 現金給与総額（年間）、 原材料使用額等（年間）（燃料、電力の使用額、委託生産費、外注費、転売した商品の仕入額）、 有形固定資産（年間等）、 製造品出荷額等（年間）（出荷額、在庫額、加工賃収入額、その他収入額）、 直接輸入額の割合（年間）、 工業用地及び工業用水 等

動態統計

経済産業省生産動態統計調査（基幹統計調査、経済産業省）

【目的】鉱工業生産の月々の動態を明らかにする〔生産ベース〕

【調査範囲】指定された鉱産物及び工業品を生産等する事業所

【抽出方法】品目群ごとに従業者規模による有意抽出

【周期】月次（毎月末日現在）

【主な調査項目】 製品（生産、出荷、在庫） 原材料、 労務、 生産能力・設備

薬事工業生産動態統計調査
（基幹統計調査、厚生労働省）

牛乳乳製品統計調査
（基幹統計調査、農林水産省）

造船造機統計調査
（基幹統計調査、国土交通省）

記載の他にも基幹統計調査、一般統計調査の動態統計調査が存在する。

公的統計の整備に関する基本的な計画（抄）

平成 21 年 3 月 13 日閣議決定

第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

(2) 基幹統計の整備に関する方向性

基幹統計として整備する統計について整理した結果、全面改正前の旧統計法に基づく指定統計のうち基幹統計に移行するもののほか、新たに基幹統計として整備する統計、将来の基幹統計化について検討する統計は、別表のとおりである。

基幹統計として整備する統計の整理は、上記の考え方を踏まえるとともに、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であるという統計法の理念の下、利用者にとって、より使いやすい統計を整備する観点から行い、例えば、現在、各府省が分散的に整備している製造業の生産動態に関する統計の一本化や企業活動に係る包括的な統計の構築の検討等を行うこととする。

別紙

1 指定統計から基幹統計に移行する統計の整備

(2) 統合（共管）に向けて検討する基幹統計

府省名	統計名	理由、具体的措置等	実施時期
厚生労働省	薬事工業生産動態統計調査	これら製造業の生産動態に関する統計については、府省横断的な生産動態に関する統計（生産動態統計（仮称））を一つの基幹統計とし、その下で、それぞれ独自の調査項目を活かしつつ、他省と調査項目、用語等の統一を図った上で、各省それぞれが所管する生産動態統計調査を実施する体系への再編を検討する。	平成21年度早期に所要の検討を開始し、平成25年度までに整備を図る。
農林水産省	牛乳乳製品統計、木材統計		
経済産業省	経済産業省生産動態統計		
国土交通省	造船造機統計、鉄道車両等生産動態		

3 将来の基幹統計化について検討する統計

府省名	統計名	検討の方向性等	実施時期
農林水産省	食料品生産実態調査、油糧生産実績調査、米麦加工食品生産動態統計調査	上記 1（2）の府省横断的な生産動態に関する統計（生産動態統計（仮称））を一つの基幹統計として整備し、その下で農林水産省所管の生産動態統計調査として再編を検討する中で、これら 3 調査を対象とすることについてその可能性を検討する。	平成21年度早期に所要の検討を開始し、平成25年度までに結論を得る。

生産動態統計の整備に関する検討について

1 検討体制

生産動態統計の整備に関する検討会儀

- ・関係5省(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、総務省(調整))の課長クラスで構成
- ・平成22年2月26日設置

同 ワーキンググループ

- ・関係5省(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、総務省(調整))の課長補佐クラスで構成

2 想定される具体的な検討課題

府省横断的な生産動態に関する統計(生産動態統計(仮称))のイメージ
調査項目の統一化
用語の定義の統一化
公表方法、公表時期の統一化 等

3 検討スケジュール

- 21年度～22年度
- ・22年6月頃 具体的検討課題の抽出・整理、優先順位の設定、具体的検討課題別検討スケジュールの設定
 - ・22年7月以降 具体的検討課題別の検討(適宜、具体的検討課題について結論)
 - 23年度
 - ・23年4月以降 具体的検討課題別の検討(適宜、具体的検討課題について結論)
 - 24年度
 - ・24年4月以降 具体的検討課題別の検討(適宜、具体的検討課題について結論)
 - ・24年8月頃 新体系の調査について結論
- (
- 24年度
 - ・24年9月以降 調査要綱、調査票等の改正手続
統計委員会へ諮問・答申
 - 25年度
 - ・26年1月以降 新体系の調査に移行
-)